

静岡市漁港管理条例の一部改正について

静岡市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月17日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市漁港管理条例の一部を改正する条例

静岡市漁港管理条例（平成15年静岡市条例第211号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「けい留」を「係留」に、「停けい泊」を「停係泊」に改める。

第13条第1項中「停けい泊し」を「停係泊をし」に改め、同条第2項中「停けい泊しよう」を「停係泊をしよう」に改める。

別表第1の1甲種漁港施設（2）許可に係る使用料の表を次のように改める。

区分		使用料	
		単位	金額
第12条第1項 第1号に規定 する利用	陸置施設	艇長1センチメートル 1日につき	1円32銭
	岸壁	艇長1センチメートル 1日につき	1円65銭
第12条第1項 第2号に規定 する利用	漁港施設用地、漁具 干場及び野積場	1平方メートル1日に つき	3円30銭

別表第1の1甲種漁港施設の表備考1中「、1日又は1月」を「又は1日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

- 2 この条例による改正後の静岡市漁港管理条例別表第1の1甲種漁港施設（2）許可に係る

使用料の規定に基づく漁港施設用地、漁具干場及び野積場の利用に係る許可の手續及びこれに伴う使用料の徴収その他の行為は、この条例の施行の日前においてもこれを行うことができる。